

●香川県告示第21号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和3年1月15日から同年2月5日まで一般の縦覧に供する。

令和3年1月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 鹿庭奥山線（263号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
木田郡三木町大字鹿庭字打木乙227番 1地先 (詳細な区間は、関係図面で示す。)	12.6~14.4	21	平成22年香川県告示第 330号により変更した 区域の一部

- 4 供用開始の期日 令和3年1月15日